

(写)

令和2年5月13日

介養協第10号

厚生労働大臣 加藤勝信 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会長 澤田 豊

**遠隔授業の実施に伴う出席の認定につきましての要望
(通信機器を使った遠隔授業の実施の取扱いの件について)**

現在、世界的な新型コロナウイルスの蔓延に伴い、日本全国において国民生活の随所において甚大なる影響が発生している最中でございますことは周知の事実でございます。

そのような中、内閣総理大臣より発令されました「緊急事態宣言」を受け、各教育機関や養成施設において鋭意、休校の措置を講じることなどにより、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制に努めると同時にその罹患者の発生を最小限に止めることを本協会といたしまして、鋭意努めております。

また、文部科学省高等教育局長より、『令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)』(令和2年3月24日文科高第1259号)、文部科学省総合教育政策局長より、『令和2年度における専門学校等の授業の開始等について(通知)』(令和2年3月24日文科教第1014号)に基づいて、本協会所属の会員養成施設については、新型コロナウイルスの感染に十分注意を払いながらその運営を実施して参りました。

その後、事務連絡として、文部科学省高等教育大学振興課より、『学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(4月21日時点)』、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課より、『専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(4月21日時点)』によって学事日程の取扱い、通信機器等を用いながらの遠隔授業の適切な対応について通知されておりますが、本協会の一部の会員養成校においては既に、これらの各種通知等に基づいて学事日程の円滑な遂行を実施するために授業の一部などを通信機器等を用いて遠隔授業を実施いたしております。

現在、各養成施設は、所轄省庁を通じて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡で、『「新型コロナウイルス感染症対策の実況分析・提言」について』(令和2年4月22日)によって、周知された「人との接触を8割減らす10のポイント」などで人との接触機会の減少への提言に取り組むように周知依頼をされておりますことなどから、今後、上述の学事日程の遂行に加えて、休校措置に対応した学習の実施について特に、文部科学省の通知等に基づいて実施する通信機器等を用いて遠隔授業を実施した場合、国の緊急再就職訓練事業に基づいて都道府県で実施される委託訓練事業によって在学している委託訓練生は、事業実施者である都道府県より求められる直接対面形式で授業を受講しないこととなりますが、これらの委託訓練生が実際に遠隔授業への出席の事実があった場合、その出席は、有効であることをお認め頂き、遠隔授業の受講の実施に伴うことに起因して、その結果の取扱いに対して不利益が無い様にご高配を賜りますと同時に、相応なる措置を講じられますことを謹んでお願い申し上げます。なお、本件につきましては、上記にございます通り、3月期より、文部科学省より通知された文書に基づいて今年度における養成施設を運営している会員施設もあることから、これ以前の今年度4月期から実施された結果につきましても遡及的措置が講じられることを併せてお願い申し上げます。

以上